

## 呉圏域における令和6年度紹介受診重点医療機関の確認について

### 1 紹介受診重点医療機関について

外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化する。

- ① 外来機能報告制度により、医療機関が紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告
- ② 「地域の協議の場」（地域医療構想調整会議）において協議を行い、協議が整った医療機関を県が公表

≪公表中の紹介受診重点医療機関（令和6年4月1日現在）≫

| 医療機関名   | 呉地域医療構想調整会議での確認 | 公表日      |
|---------|-----------------|----------|
| 呉医療センター | 令和6年2月21日       | 令和5年9月1日 |
| 中国労災病院  |                 |          |
| 呉共済病院   |                 |          |
| 呉市医師会病院 |                 |          |

### 2 令和6年度分の確認

- 呉医療センター ※基準を満たし、意向あり
- 中国労災病院 ※基準を満たし、意向あり
- 呉共済病院 ※基準を満たし、意向あり
- 呉市医師会病院 ※基準を満たさないが、意向あり

☞ 呉市医師会病院については、基準を満たしていないが、紹介受診重点医療機関となりうる合理性があると認められる。

- ・ かかりつけ医からの紹介が中心（紹介率・逆紹介率のいずれも高水準）
- ・ 紹介型の病院であり、医療資源を重点的に活用する外来について、初診に関しては、高度医療機器の共同利用による検査目的の外来受診となり、継続的に高い水準を維持すると考えられること
- ・ 地域医療支援病院としての役割として、紹介受診重点医療機関となることを希望されていること

《参考》

| 区分      | 基準                       |                           | 水準    |        |
|---------|--------------------------|---------------------------|-------|--------|
|         | 40%以上                    | 25%以上                     | 50%以上 | 40%以上  |
| 医療機関    | 初診の外来件数のうち紹介受診重点外来の占める割合 | 再診の外来件数のうち、紹介受診重点外来の占める割合 | 紹介率   | 逆紹介率   |
| 呉医療センター | 71.9%                    | 32.7%                     | 76.6% | 126.4% |
| 中国労災病院  | 68.8%                    | 29.8%                     | 76.8% | 83.6%  |
| 呉共済病院   | 76.9%                    | 38.8%                     | 70.6% | 144.5% |
| 呉市医師会病院 | 86.7%                    | 23.0%                     | 89.2% | 89.8%  |

（出典）広島県医療介護政策課提供データ（令和7年1月7日時点速報値）

3 確認方法 ※令和4年度の確認方法を踏襲。(R5.12.21「広島県医療審議会保健医療計画部会」)

|     |  |
|-----|--|
| 基準  | 紹介受診重点外来の占める割合が、初診の外来件数の40%以上、かつ再診の外来件数の25%以上  |
| 水準  | 紹介率50%以上、かつ逆紹介率40%以上   |
| 意向等 | 確認においては、医療機関の意向を第一に考慮することとされている。<br>なお、地域医療支援病院で、基準を満たす病院については、紹介受診重点医療機関になることが望ましいとされている。 |

| 区分       | 意向あり  | 意向なし   |
|----------|---|--|
| 基準を満たす   | <p>協議の場で協議の上、紹介受診重点医療機関として確認されれば、県は結果を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・呉医療センター</li> <li>・中国労災病院</li> <li>・呉共済病院</li> </ul>   | <p>〈地域医療支援病院〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議の場で協議する前に、県は医療機関に「意向の有無」を再確認する。</li> <li>・意向の変更がなければ、協議の場にて意向なしとして協議し、紹介受診重点医療機関にならないことを確認する。</li> </ul> <p>〈その他の医療機関〉<br/>上記と同様とする。</p> |
| 基準を満たさない | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議の場で協議する前に、県は医療機関に「意向の有無」を再確認する。</li> <li>・当該医療機関は、協議の場において基準を満たさないが紹介受診重点医療機関になることを希望する理由を説明し、協議を行う。</li> <li>・紹介受診重点医療機関となりうる合理性があると認められ、紹介受診重点医療機関として確認されれば、県は結果を公表する。</li> </ul> | <p>〈地域医療支援病院〉<br/>地域の外来医療提供体制における当該医療機関の果たす役割等を協議の場で確認する。</p> <p>〈その他の医療機関〉<br/>協議の場での協議は行わない。</p>   |